

時の楔通信

第△12▽号

一九八五・八

〔序〕

この号の構成は、△▽獄の第一圏から第六圏への疾走の過渡的集合として構想していた。この方法の必然性をのべると、

一九八四年二月一七日に、東京高裁第八二二号法廷で拘束され、制裁々判で監置二〇日間の言渡の後に東京拘置所へ収容されてから、二〇日後に拘置所門前で形式的に釈放される一九八五年一月六日までを第一圏とし、

前記の一月六日朝に、監置決定の理由と同一事実による告訴にもとづく逮捕令状により逮捕されてから、丸の内署へ警視庁本部をへて起訴後、再び東京拘置所へ逆送される一月一八日までを第二圏とし、

一月一八日から、身体的状況の悪化にもかかわらず大阪拘置所へ移監される一月二七日までを第三圏とし、

一月二七日から、集中審理（大阪高裁）と勾留理由開示公判（東京地裁）をくぐる二月二八日までを第四圏とし、

二月二八日から第一～三回公判をくぐる四月三〇日（第四次保釈

請求の実現）までを第五圏とし、
四月三〇日から、これを執筆しつつある現在までを第六圏とし、
総体として△▽獄の巡礼過程を対象化する時間軸として各圏が設定されている。

このような各圏に交差する△▽闘争の経過を素描していくことにより、これまでの号の構成方法を突破すると共に、対決しつつあるテーマ群や△敵▽の構造へ深く楔をうちこむことができるという直感があった。さらにのべると、各圏の区分は静止的なものではなく、たえまない諸関係の力のせめぎ合いの中で規定されてくるのであり、ある圏から次の圏へ移行する瞬間の中にこそ全世界性の感覚がこめられているのであるから、区分をしいられる一瞬からこの世界をとらえていくために区分を仮装する、という方が正確かも知れない。また、以上のべた方法によって、よく視えてくる領域と、逆に視えにくくなる領域が現われてくることも想定されるが、それは今後の第六圏以降の試みの中で止揚していこうとした。

この構想は、すでに△▽獄の中で具体的にノートの形で進行し、何回もの公務員（刑務官）を読者として？獲得してきたが、なぜか、かれらは数瞬でよむのを放棄するのであった。一方、時の楔通

信の持続性からは、かりに、この号を前記の構想のままに刊行すると、各公判過程についての第△十▽号の次号の内容が、長期勾留によるおくれを更に増幅してうけとることになる。それはそれで、試みるに値いするとはいえず、△公判過程の総体性から考えて、かつ、△▽獄第六圏の刑事公判のテーマを、より包括的に把握する媒介として、次に記すような構成で、全△▽（公判）闘争の主として八五年はじめまでについて第△一二▽号を刊行する。△▽獄の中で記した全ての表現を基軸とするものは、第△一一▽号として回覧可能な宙吊り状態におき、この状態からのエネルギーをたえず応用しつつ、世界に投げていくことにする。（その一部は「救援」各号などに掲載されており、マスコミや権力の全表現も、△▽獄の存在エネルギーによって死滅しつつある対応表現として検討すれば面白いと思われる。）

一九八五年七月三一日？

東京地裁被告人質問へ向かいつつ

松下 昇と未字を含む

時の楔通信発行委員会

連絡先Ⅱ（一）闘争の現場

目次

△東京▽地裁と高裁……………	4	△岡山▽地裁……………	22
人事院審理再開請求（第一次訴訟）……………	4	r・本訴……………	22
制裁に関する抗告群……………	7	α・懲戒免職処分取消請求……………	26
忌避の行方……………	9	β・生活保護変更決定取消請求……………	26
判決の行方……………	10	r・住宅扶助申請却下裁決取消請求……………	26
人事院判定取消請求（第二次訴訟）……………	12	原RB公判……………	27
第△▽次訴訟……………	13	△高松▽高裁（控訴審）訴訟費用と△徳島▽大学古本市）……………	28
国家賠償請求……………	14	△最高裁▽とのたたかいについて……………	29
河村処分取消請求……………	14	地下の△宣言▽室への招待……………	29
△大阪▽高裁（△神戸▽大学闘争刑事公判）……………	16	宗派の解体と宗教性の原点……………	30
△京都▽地裁……………	20	表現過程としての被拘束空間……………	31
α・第一次仮処分申請……………	20	訂正……………	34
β・第二次仮処分異議……………	20		

△東京▽地裁と高裁

人事院審理再開請求（第一次訴訟）

被拘束状況への移行の感触は次のようなものである。一月二七日午前一〇時前に、東京高裁第一民事部第八二二号法廷前の掲示板には、審理予定を記入した紙片がはってあったが、昭和五八年行(□)第三二号の事件名や判決言渡の記入はなかった。(これまでの経過は、第八十V号二七ページ参照)三・二六判決公判が直前の忌避によって解体されたように、今回もそうなのかも知れない、という可能性も考えられた。一・二七の付の忌避に関する再審請求や一・二・一二の付の新たな忌避申立(三月以降の全テーマを対象化して忌避理由を深化させたもの。いずれも松下、中尾、鈴木、清水の連名)、さらに一・二・一四の付、一・二・一七の付の(共同訴訟参加)：および忌避申立(第二次訴訟への)一・一六の付の参加申立等との関連で、清水、竹中の連名)は、論理的にみる限り審理の可能性を立証しつくしていたから。三月の忌避に関しても九・一〇付で第二小法廷が却下決定を出していたが、これは審理条件に関する忌避(第八十V号七ページ参照)をとり越して出されたものであるため、松下を含む特別抗告人団は、一・九・一三の付で第二次の特別抗告をおこない、一・二六付で却下されつつ、一・二八の付で第三次の特別抗告をおこない、このために三月の忌避も確定していないのであった。

しかし一・二・一付の期日呼出状が松下にとどいたため、松下らはその後作成した前述の忌避表現を郵送し、当日の法廷には、忌避却下の際に提出するための即時抗告(異議)申立表現(①とする。すでに三・二六公判時に作成してあった紙片に「一・二・一七の日付を追加記入」、口頭弁論再開申立表現(②とする。国および人事院が、第二次訴訟に書証として提出した第一次訴訟一審判決の副本の上に記入したもので、第一二次訴訟の併合性を立体的に構造化しつつブーメラン的に回帰させる。)を持って法廷へ入った。掲示板には何もかかれていなかったにもかかわらず、十時すぎの裁判官(小堀、吉野、時岡)の入廷後、廷吏が松下らの事件番号をよみ上げたので、松下は傍聴席から立ち上り、忌避によって審理は停止しているのではないかと問いつつ控訴人席について。そして判例によって簡易却下できる、という裁判長に対して、前記の申立表現①②を提出しようとして裁判官席に近づいた。この段階で裁判長は何か紙片(③とする。判決文と推定される。)を丸めて左手でもっていたが、顔は松下の方に向け、紙片③についての発語は何一つしていなかったことを何度でも強調しておく。①②紙片が松下の身体性に支えられて移動中に、一人の女性が裁判官席の後にすばやく登場し、紙片③を左手で裁判長の左手から自主管理しつつ、右手で紙片④(あんど、一・二七再審請求届出主体作成の共同訴訟参加申立書と判明)を裁判官の机の上においた。同時に松下の方向から紙片①②が③④の上から舞い降りた。書記官、裁判官、かけつけた警備の職員は、二人の身体の分断的拘束をしようとするが、後で判明したところでは正式の命令によるものではなく、各人の前なし超法規的措置である。何かが解体し、渦巻いている数分間、法廷

を占拠していたのは、羽交いじめされた松下が法廷の全参加者に提起している八声Vだけであった。松下にとっては、突然、出現したハバリーケードVで、六九年以降、現在までの全テーマを圧縮して語り切れるかどうかの実験場となった。羽交いじめしている書記官(新島)は、松下の顔が、もう一人の女性や傍聴席の他事件の関係者十数人の方へ向かないよう、必死で力を加えるが、八声Vは、そのような力を苦もなく突破して幻想的秩序への批判的解体の威力を発揮し続けた。全ての言葉は記憶にないが、数分後に法廷から外へ押し出されて行く時の最後の言葉は、永続する八神戸V大学闘争勝利Vであったことを八夢Vの最後のシーンのように記憶している。(週刊新潮一月一〇〜一七日号で、現場にいたという人事院の吉田審理官は、松下がこの言葉を、書類を「投げつける」時に発した、としているが、かれの混乱ぶりないし偽証の証言にしかならない。)

廊下では松下と、松下の数歩あとから押し出された女性のそれぞれをとりかこむ職員らのかたまりが楕円の焦点を形成し、裁判官は法廷奥の合議室へ逃亡していたが、松下は、退廷命令をきいた職員がいないことを確認して手を放させ、先ほど提出した紙片、特に①により、審理は中断されているはずだと主張し、①②の行方審理状況を確認するために再び法廷内に入った。廷吏(笠井)が数十枚の紙片群を未整理のまま手にして呆然と法廷中央に立っているの、松下は①②との関連を把握するため、それを受けとって再び控訴人席について一枚ずつしらはじめた。廊下で松下が、退廷命令がなかったことを立証したためもあってか、十時半ごろもう一人の女性も再入廷し傍聴席にすわった。手に紙片③はなく、存在自体

裁判所総体が、ついでに拘束することに気付く前に)もう帰っていいですよ。」と助言されていたのであるが、松下の運命を確認するために残るといい、数十分後にやっと拘束されたのである。もし、このまま帰っていたら、その後の全経過は大きく変化していたであろう。この変化の意味を権力は裁きうるか?

松下は、一九七四年四月一日の岡山地裁における(一卵)事件の上告審における国選弁護士である小野正典氏(五月三日の会通信第二四号三五〜三七ページ参照)の制裁々判への立ち会いを要求し、裁判所の連絡はとどいたが、時間的都合で出廷できないまま、午後四時一五分に制裁々判が八二二号法廷でおこなわれた。午前中の法廷が十数人の八外V部の人間によって辛うじて一定の公開性をもち得ていたのに対し、制裁法廷は制服をきた八内V部の人間で一杯になっていたのが印象的である。付近の廊下一帯も立入禁止にされた。松下は、拘束室よりのドアから連行されて入廷する瞬間から、併合の制裁々判を併合しV公開でおこなうよう、幼い時からの八方言Vを応用して語りつつ証言台に歩みより、その言葉の内容が裁判官の威信を失墜させ、深い報復衝動を増幅させたであろうと推定している。脅え切った裁判官は、その言葉をきくまいとして、制裁の相手が証言台に到着する前に、監置二〇日の決定を、事実の特定や、反論の機会を与えることなしにのみ上げて逃亡した。そのため松下も方向のみ変えて歩き続けたまま再び拘束室へもどったのである。決定はN回の要求の後、やっと二二・二七に送達。

事件番号 昭和五九年秩(に)第一号

が消滅したかのようであった。直後に裁判官が再入廷し、「判決言渡は終了したから退廷するように」と二人に命じたが、松下から、判決言渡などなかったし、①②の提出が先にあり、今、手許には②の一部分しかもどっていないから、法廷のどこかにある他の部分と併合的に審理せよ、と主張した。本質的には①②③④の運動や分断の総体の審理を要求したのであるが、裁判官は全くこれに答えず、退廷を要求するのみであった。松下は①②③④の総体をここで審理させる契機として、手許にある②の一部分を飛翔させた。(「救援」に掲載されている松下を含む仮装被告団の文章では、「表現としての威力をこめた提出行為」)

この瞬間には特に怒りや抗議の意志をこめていたのではなかったことは記しておく。むしろ、全く新たな表現過程論の問いを、(一)公判の全集約点から、未知の位相へ架橋するよろこびに満ちて八投げたVといつてよい。日常的にたえずくりかえされる表現の移動が八罪Vとされる空間性の開示とその転倒V
従って、松下にとびかかった警備員数名が廊下と反対側のドアから松下を押し出し、口々に「落ち着け」と叫んだ時、「一ばん落ち着いているのは私だ」という松下の微笑と言葉で、かれらの硬い姿勢は次第に崩れた。また、制裁決定に、氏名等の黙否に対応して添付されている写真の表情が、幼い子どもの、大人に判らない遊戯をした直後の表情に似ているのも理由のないことではない。

地下の一号拘束室の横の二号室に、その数十分後に女性がつれてこられた。かの女は松下の拘束時にも、拘束室へ通じるのとは反対の廊下側へ通じるドアから退廷させられたのみで(拘束命令がなかった証拠)、年輩の職員から「落ち着きをとれ」とした裁判官ないし

事件者 法廷等の秩序維持に関する法律による制裁事件
本人 氏名 松下 昇 別紙添付写真の男
年令 不詳
職業 不詳
住居 本人を監置二〇日に処する。

主文 本人を監置二〇日に処する。
理由 (事実の要旨) 別紙記載のとおり
(適用した法令) 法廷等の秩序維持に関する法律第二条第一項
昭和五九年二月十七日

東京高等裁判所第一民事部
裁判長裁判官 小堀 勇
裁判官 吉野 衛
裁判官 時岡 泰

(別紙)(註)書記官の報告書?と同文)
事実の要旨
本人は昭和五九年二月十七日午前一〇時ころ、東京高等裁判所昭和五八年行(三)第三二二号不作為の違法確認損害賠償請求控訴事件の判決言渡しが行われた同裁判所第八二二号法廷に控訴人本人として在廷していた者であるが、裁判長が右事件につき判決を言渡すや、「このような裁判は裁判ではない。」などと暴言をはき、引続き他の事件の審理があるのに退廷せず、発言を続けようとしたので、裁判長から退廷を命ぜられるや裁判長に対し所持する書類を投げつけるなどの暴行を加え、もって裁判所の職務の執行を妨害すると共に、裁判所の威信を著るしく害したものである。

もう一人の年令三〇才位、氏名不詳女性についても監置二〇日の決定(昭和五九年秩(第二号))が出された。(決定未送達のまま) 事実の要旨(註——同前)

本人は、昭和五九年二月十七日午前一〇時ころ東京高等裁判所第八二二号法廷に傍聴人として在廷していた者であるが、裁判長が同裁判所昭和五八年行(三)第三二号不作為の違法確認損害賠償請求控訴事件の判決を言渡すや、矢庭に裁判官席にかけあがり、裁判長から右判決書を奪取し、両手で右判決書を破壊しようとし、もって裁判所の職務の執行を妨害すると共に、裁判所の威信を著しく害したものである。

(註——二つの決定が、正確にいうと一〇時一分と三〇分の二つの時間帯に包囲される経過を「一〇時ころ」の短時間の行為としてあいまいに記していること、また、後の告訴状、逮捕状、勾留状、起訴状やマスコミ報道にでてくるようなセンセーショナルな? 記述を全くしえていないこと及び、後者が逆に「法廷の威信」にふれえていないは注目に値する。)

制裁に関する抗告群

米一二月二〇日付の抗告(異議) 申立書——拘束一号ノn号代理人 松下昇を含む仮装原告団——の要旨

一、弁護士の立ち合いなしの制裁(公判審理は弁護士がいなくてを理由に結審した経過との矛盾。)

二、決定正文をよみ上げたのみで事実の要旨さえ告げず、反論の機会を与えていない。

であることを印象づけ、大阪高裁への調査活動や告訴策動を誘発したかも知れないが、それは、かれらの想像力を超えて松下への逆共闘にもなっていく。

米一二月二五日(同じ日付で松下、中尾に対する告訴がなされていることを、検閲ミスで? 独房にとどいた二六日付の新聞でよんだ。)付で異議棄却決定。三月以降の忌避審理を担当してきた高裁第二民事部(西山、越山、村上)による決定理由は、
「独自の見解に立って原決定を論難するにすぎないものであって、到底採用することができず、本件記録に徴しても、原決定及びその手続に法令違反がないことは明らかである。」

というもので、到底、生きた人間の耳にとどきうる水準にはない。なお、もう一人の拘束二号からの抗告(異議)に対しても同一部から同日付で棄却決定が出されているが、前記の理由の他に、申立人の氏名を記載しないことを不適法としている。これに対して一・二・二七付で異議および忌避の申立。

米一二月二七日付の松下 昇を含む仮装原告団の特別抗告申立は、これまでの抗告(異議)の全項目を援用しつつ、制裁々判をおこなう裁判官への忌避申立が制度として欠如していることに示される非法性を批判している。これは一・二・一七付で高裁最高裁へあてに出された清水、竹中、を含む仮装原告団からの「制裁々判(を)構成(する)裁判所」に対する(同日付の共同訴訟参加申立の飛翔としての)忌避申立と包括的に共闘することをも目ざしている。清水、竹中、を含む仮装原告団は、さ

三、監置二〇日の最高刑は裁判官の法的かつ人格的破産の悲鳴であり、忌避理由の正当性を逆証する。

四、法廷等の秩序維持に関する法律が戦後の裁判過程で果たした法性を最高裁大法廷決定批判として展開。(後註一参照)

五、法廷で申立人が提出した文書群(審理の執行停止効力をもつものを含む)の行方の証拠調が制裁々判以前に必要である。

六、松下は、六九年以降、七四年(岡山)、七九年(名古屋)、八四年(東京)と五年の周期で制裁の壁をくぐっており、本日(二・二〇)、大阪高裁で予定されている被告人質問と証言の拡大としてもこの申立をおこなう。(後註二参照)

後註一——昭和二八年(秩)第一号、同三三年一月十五日付の決定は、法廷法の根柢の正当性について①裁判官の面前での現行犯の行為であるから、当事者としての裁判官が憲法の要求する諸手続を排除してよいとし、②制裁は、司法の自己保存、正当防衛のために司法に内在する権限である、と主張している。(刑集一二卷一四号三二九一頁、なお、この判例は、「(卵)裁判の申告棄却判決にも引用されている。この文体の「裁判官」、「司法」を対極の立場に置換しても成り立つ場合に、そのことに驚かない文体は主観において反動的であろうと革命的であろうと世界情況の中でダメなのである。(以上、提出文書第四項目の抄)

後註二——この個所は「全ての当事者、本件を審理する光栄をもつ裁判官らにも一・二・二〇」審問法廷での発言の機会を与える。

但し申立人と同じ拘置所空間をくぐりつつ声をとどけよ。」という直後の記述と共に偏狭な権力者たちに、松下が法廷闘争の常習者

らに一・二・三〇付で、二つの監置決定に関する異議と特別抗告事件への参加を申し立てつつ、監置決定と共にすべての死刑(制度)の執行停止と廃止のための審理を大法廷へ要求し、事件の本質を全情况的テーマに結合した。

米一二月二八日付で、一・二・二七付の二つの獄中からの申立に對し、うては響くように(ノ)第一小法廷(矢口、谷口、角田)が棄却決定。(高裁棄却決定の番号は、昭和五九年秩(一)第一、二号であり、最高裁決定の番号は、同年秩(一)第一、二号であり、発端の制裁決定の番号が同年秩(一)第一、二号であることと総合してみると明らかになるのだが、この年には、この事件以外には制裁を喻とする司法権力構造との全過程にわたるたたかいは存在しなかったといえる。ただし東京拘置所では二人の番号は監置四、五番であったから、他に少くとも三名の監置をうけた者がこの年に東京に存在した可能性はあるが、もう一つ明記したいのは、第一小法廷の決定が、それまでに松下が批判しつつした大法廷決定(7ページ参照)の題名のみを引用して棄却理由としていることである。これは、松下が忌避の特別抗告において、全ての判例が依拠する昭和二三年(三)第六号同年二月二四日大法廷決定を批判しつつしたにもかかわらず、棄却理由としてその題名のみを引用したパターンと同一である。(第八九〇号一〇一五ページ参照)もう一度、極限情況で最高裁は本質的滅亡を開示し、その現実化の契機を与えてくれたのである。

米一・二・二九付で松下 昇を含む仮装被告団から、一・一四

付で拘束二号から特別抗告がなされたが、第一小法廷（前回の三名の他に和田）は、最高裁の決定に対しては、更に不服を申し立てられない、として一・一四付で、それぞれに対して却下決定。（昭和六〇年マ第一、二号）

＊前記の決定は、第二圏である警視庁留置場に送達され、松下昇を含む仮装△被△告△団は、第三圏である東京拘置所から一・一九付で第三次の特別抗告を申し立てた。ここでは一二・二八決定のパターンの根源的批判と、大法廷による審理の要求がなされている。

＊二月七日付の第一小法廷（前回の四名の他に高島）の、前回と全く同文の却下決定は、第四圏である大阪拘置所に送達され、仮装△被△告△団気付松下 昇は全く新たな文体と意欲で第四次の特別抗告をおこなって、最高裁の解体／消滅を予言的に問うた。これに対して現在まで応答はなく、△肯定△の沈黙が続いている。監置決定は確定していない、しえないことは後述の全関係性からも具体的に明らかになってくるのであるが、基軸に、これまで記した△△の楔が存在することを強調したい。

忌避の行方

一二・一七法廷での身体的拘束により生じた表現過程をこれまで記したが、同じ法廷で（判決を含む）審理の執行停止効果をもつ文書①については、その後、驚くべき経過が明らかになっている。

くの印紙・切手を購入し提出することの困難さをみこした上で、ドサクサにまぎれて即時抗告事件を執行停止効力のない特別抗告として扱おうとしたのである。また、忌避や上告の審理条件や費用に不服で争い、納入期限をすぎれば、それを理由として却下しようとしたのである。仮装原告団はこの策謀をのりこえて全ての事件の審理を裁判所に強制しつつ、特に忌避に関しては、これまでの全表現うつつを添付して、特別抗告として処理しようとする不当性を批判しつくす仮装的な特別抗告申立理由書（序）を、三・二一付で提出した。

＊前記の提出日付は、前年の忌避申立の一周年であり、かつ第四圏として大阪拘置所にいる段階の裁判所のあらゆる策動を粉碎してきた作業の持続拡大として第五圏の東京拘置所から提出されている。

五月二〇日付で第二小法廷（大橋、木下、牧、島谷）は、「本件抗告理由は、民訴法四一九条ノ二所定の場合にあたらぬ」として却下決定を第六圏の六甲へ送ってきたが、当然、次のように反批判される。

＊一五・二三付の松下を含む仮装被告団は、第二小法廷気付△大法廷あての（本質的には最初の）特別抗告において、前述のような策謀の構造の審理こそが大法廷の任務であること、今回の抗告に応答がない場合は、五・二〇決定の破棄を認めたと証拠として、関連刑事事件や審問法廷で応用していく、と告げている。現在まで最高裁からは何の応答もない。

4ページの文書群について、裁判所は①は②の最重要部分数枚と共に受理しないで、保管もしていないという偽証をおこない、その破壊力から逃亡しようとしている。また、③の自主管理闘争には二人の共謀の可能性もあると推定し、④の作成主体を松下と誤認している。これらの①④表現に関する判断の総体が、裁判所（および検察庁）にとって不可能であることが、これ以後の非法性の水準を決定しているのである。

＊ 松下 昇を含む仮装原告団は、一・二二・二〇付で、忌避申立簡易却下決定に対する異議申立（補充）書を提出し、一二・一七法廷で提出した原本のコピーを添付することによって、提出の瞬間からの審理の執行停止の確認と、刑訴法第二四条に対応する条項のない民事で簡易却下しうる根拠の批判をおこなった。

この補充書は後に大きい効果をもってくる。というのも、一二・一七法廷での提出文書だけでならば、裁判所は自らに不利な表現として破棄／隠匿しようとしても、拘置所での自主ゼミ／看守の検査と証明印をへて一二・一七提出表現と、その連続性の存在が公的に認められてきたからである。あわてた裁判所は、長い沈黙の後、松下の求釈明に耐えかねて、二月に入ってから、第四圏にいる松下あてに数種類の内容不明の事件番号をもつ補正命令／催告書を殆ど同時に出してきた。これらは第一次訴訟と第二次訴訟の忌避に関する特別抗告、一二・一七に出した判決への上告の各申立費用の督促であることが、獄外の清水早子による費用の送付／書記官との電話による質疑応答の後で判明してくるのであるが、ここには、ある策謀のにおいが感じられる。獄中で二万円近

＊なお、一・二七付の、それまでの忌避に関する再審請求申立（松下、鈴木、中尾、清水の連名用紙に中尾が記入し提出したもの）については、一・一一付で審理条件に関する忌避についての却下決定が出され（高裁第三民事部）、五・一八付で申立自体についての却下決定が出され（高裁第二民事部）ているが、原告団会議を開くことが困難な条件の下で、中尾麻里子を含む申立人は関連する刑事公判の被告人質問と最終弁論を含めて特別抗告を展開するから、少くとも、それ以降に判断をすることを、それぞれについて要求しつつある。鈴木そのを含む申立人は前者の決定に対して申立提出条件（獄中者の拘束解除）を、一・二〇付、一・二七付で提起して、これに共闘している。

判決の行方

二月一七日に、物質としての判決文が、女性によって「うばいとられた」とか、「もみくちやにされた」とか、「くいぢぎられた」とかいう意味での判決の行方は、あまり重要でない、と私たちは考えている。権力やマスコミが、そして私たちと共闘しうる多数の人々さえも、これを重大なこととしてうけとるのは、表現論の現情況的展開からは批判の対象である。

あらゆる予断を排して考えると、私たちは、日常生活の中でつねに物質としての紙片を（たとえばトイレの中で）ちぎりとったり、もみくちやにしたり、排泄物をふくの用に用いたりしている。なぜ、判決文の紙片だけが、法廷という空間においてだけ移動／変形することを重大視されねばならないか。むしろ、重大視させる空間

や関係性^①こそが解体されねばならない。(裁判用語にさえ、「判決を破棄する」という場合があるではないか? 基本的には、全ての裁判文書は破棄可能なのだ)そして、今後、次第に明らかにしていくが、物質としての判決文に固執した行為主体にも、自らの試みが一種の夢遊のうちに、ある結果をひきおこした方法上の、また自己史対象化の不十分さにかかわる経過があり、それらを一瞬に包括しつつハバリケード^②の素材として展開していく共闘者(共謀者ではない)の必死の作業があったのである。

関係性としての判決が二月十七日に不可能性に宙吊られたことは、冒頭の記述からも明確に立証されているのであるが、それゆえにこそ裁判所は判決言渡をしたと逆仮装をしている。もし、私たちが放置すれば、そのことを権力的に固定して判決を高裁段階で確定させたであろう。このような措置を許さないためにも松下を含む仮装原告団は、一・二・二四^③付で、「判決が出たのかどうか、出す根拠や条件があったのかどうか、については、まだ法的にも確定していないが、その意味をさらに深く追求していくために、前記事件のハ^④ありえないV^⑤判決に対してワ^⑥ープ的に」上告を申し立てたのである。かりに一・二・一七に判決があったとすれば、上告申立期限は四日後の一・二・三一であるが、松下は、ある直感から判決が拘留所か住居へ送達される前にこの申し立てをした。

この直感の的を逆証するかのように、二日後に拘留所へ判決文らしいものが送達されてくるが、もう遅いのである。しかも(4ページ参照)、判決文の原本はあったとしても書記官への交付前に自主管理の過程で職員らの力が加わって原形を失い、告訴後、丸の内署や検察庁をへて刑事公判に提出されているのだから、原本に対応

三、第一、二、次訴訟の分断の違法性。

四、参加についての判断の誤り。

五、口頭弁論再開申立等の行為に対して非公開裁判で制裁を加えた経過等。

六、関連する公判群との併合審理。

などが主張されている。

参加人(鈴木その)からの理由書(参加、弁論再開、忌避の申立を受理しえない高裁の態度総体の批判)も併合され、五月はじめに提出されている。

六月七日付の第三小法廷からの訴訟記録到着通知によれば、上告事件としての番号は昭和六〇年行(ツ)第一一三号であるが、二審判決原本が地検(地裁)に刑事事件として保管されている以上、かれらの論理からも訴訟記録の到着はありえないはずである。まして私たちがの位置からは、^⑦

人事院判定取消請求(第二次訴訟)

一九八四年九月一日(第一四回)

原告(松下)から前回公判で提出された被告(人事院(国)の準備書面の内容を批判し、さらにこの文書で言及をさせている第一次訴訟一審過程における被告と裁判所の共同責任を明らかにする反論書を提出した。この日にも地裁第一九民事部の裁判官(今井)は証人の採用についての判断を留保した。

して作成し送達される正本はありえないのである。かりに開廷前に、同文のものをn部タイプでうっておいたとしてもそうである。裁判所としては、松下から一・二・一七法廷で提出された表現の隠匿についても、判決文のありえなさについても正確に洞察されているためにも対処し切れず、同時に松下の身柄を持続的に拘束して、これ以上の追求から逃れようとするのであり、これも制裁を持続したい衝動と共に一・二・二五付の告訴の要因の一つとなっているであろう。

その後の催告(補正命令を媒介する策動(10ページ参照))を松下に粉砕されて、高裁第一民事部は三月に入ってからやっと、松下の提起する水準での受理をせざるをえなくなった。この遅れの意味は全公判の展開との関連で重要である。

松下を含む仮装原告団は、すでに二月末に長期勾留を想定し、上告申立理由書の作成(提出作業(受理後五〇日以内))を獄内外の共闘で準備しておいた。

米(四・二五)付の上告申立理由書(抄)

申立理由の前提として——判決言渡の有無等については、松下らに関する刑事事件で審理中であり、この事件の確定後に、上告審の条件(二審の審理再開後n年先に受理しなす可能性を含めて)が決まってくる。

この前提をふまえ、特に民訴法三九五条に相当するものとして一、判決文にある三人の裁判官(小堀、柏原、吉野)と同一日の出廷(制裁)裁判官(小堀、吉野、時岡)のズレが示す矛盾。
二、忌避された裁判官の審理関与。

一九八四年一〇月一六日(第一五回)

結審強行を阻止し、本質的審理を開始させるために竹中千恵子が清水早子の証言書(公判回数分に相当)をもって出廷し、松下と共に出廷して清水および竹中の参加(証言の必要性を主張したが、裁判長は次回一・二五に判決を予定しかけたので松下から忌避申立。

一〇・三一付の却下決定(地裁第三民事部)に対して一・一・五付で即時抗告(申立)。これを一・一六付で棄却したのは一・二・一七以降、松下らを制裁(告訴)している高裁第一民事部(吉野、時岡、山崎)であった。松下が持続的に勾留されている期間(第三圏)に設定されていた一・二五判決期日は一・二二付の特別抗告で粉砕され、三・二〇に延期された。この特別抗告では、すでに即時抗告申立で審理への関与を忌避している第一民事部が決定を出していることを民訴法第四〇条、憲法第三二条等との関連で批判し、かつ裁判官三名から小堀が消えていることを笑っている。

その後、三月に入っても松下の勾留が続き、判決強行には絶好の条件があったが、特別抗告への対応が不可能にさらされているため判決期日は再び五・一五に延期された。

一九八五年五月一日(第一六回)

直前の五・二付で最高裁第一小法廷(和田、谷口、角田、矢口、高島)は、批判に全く答えないまま例の最低パターンで却下決定。松下は四・三〇保釈直後の困難な条件下で再度の特別抗告のための筆記や、文字の判読さえできにくかったが、仮装原告団から竹中が

出廷し、開廷前に清水、竹中、よからの忌避申立書を提出した。ここでは五・一三刑事公判（松下、中尾）で竹中の証人採用が決定されており、証言過程で申立理由を展開する予定であること、本来、参加に関する判断も、前記事件をふまえてなされるべきであり、このことの無視は忌避理由を深化させること等が主張されている。

七一〇号法廷は、松下らの入行動を怖れる警備員らで防衛されており、ただ一人の登場者、竹中の呼吸の仕方まで監視されていたが、正確に実行された忌避提出過程（書記官室→事件係→法廷）が威力を発揮して判決期日は粉碎された。

六・五付で地裁第一五部が却下決定。理由としては、公正な裁判が疑われるような事実がないという愚かしい水準のものである。

六・二二付の即時抗告申立書では、包括的に忌避の本質論を展開し、これまでの忌避申立に対する裁判所の判断が全て

①昭和四八年十月八日付の第一小法廷決定に依拠する（別の部による判断の多数）か、

②同一部が理由なしと簡易却下するか、

の二つのパターン内に閉塞しており、最深部では「形式さえあれば、どんな不公平も許される」とする昭和三三年五月五日付の大法廷判決（註——第八十V号一四一五ページ参照）に象徴される非法性を保持しているという重要な指摘がある。この指摘はその後の刑事公判の証言（六・一九）においてもおこなわれたことを付記する。

第八 V 次訴訟

この見出しは、第八九V号二八ページで、すでに用いていた。また「第一・第二訴訟自体が本質的に第八 V 次性を、裁判過程をこえたところで帯びざるをえないが」という記述もすでにおこなっている。その段階では、一九八三年一月二十九日の横浜地裁・河村公判の判決や翌日の東京地裁高裁の旧新庁舎のゲリラ活動を第八 V 次性の媒介として把握していたにすぎなかった。第八十V号では、この八 V 次性が第一次訴訟の領域で爆発直前の感触があったために、また、第二次訴訟のテーマの一つ、国家賠償請求が裁判所によって第三次として分離されつつあったり、河村控訴審の展開があった（第八十V号九ページ参照）ために、文字としての「第八 V 次」を用いずに記述した。

この号では、すでに読者諸氏が感じとり、その中で生きている巨大な八 V 次性の爆発が一九八四・一二・一七の東京高裁法廷で起こり、ここから新たな刑事公判が生まれているので、この公判を第八 V 次訴訟としてまず対象化したいと考えた。ただし、この八 V 次性は、第一二二八 V 次と並列化しようような質をこえており、さらには、これまでの公判の構造をさえこえている。

従って、この号では、これまでの記述の連続として国家賠償請求河村控訴審を個別的に記述し、東京地裁の刑事公判は、序にのべた問題点との関連で、次号以降にまとめて掲載する。

国家賠償請求

第三次訴訟として東京地裁第三六民事部へ分離されつつあるこの裁判過程は、併合に関する特別抗告について一〇・一五付で第二小法廷（塩野、木下、牧、島谷）が却下決定。（昭和五九年行（ト）第二一号）申立理由書に添付し、くりかえさないようにと警告した最低パターンの文型を、そのまま決定としている。

一〇・一九付で、このことを批判し、特別抗告の重複を理由として却下しないように大法廷あてに要求すると、予測通り、それを理由とする画一的文型で第二小法廷が一・五付で却下決定。（昭和五九年行（ニ）第七号）

一・一・一一付で第三次の特別抗告をおこない、手続的にも小法廷関与忌避についての決定をへない違法性や、内容的にも最高裁の解体ぶりの開示であることを大法廷あてに提起。これに対する応答がないまま八二・一七Vへ最高裁も引きこまれて行く。

河村処分取消請求

一九八四年九月二〇日（第三回公判）

第八十V号一二ページ以降の経過で判るように、この日は本質的には第四回であるが、第一回が取り消されたため、記録上は第三回公判になる。

新しい代理弁護士（石田省三郎、近藤彰子）から、控訴趣意をのべた

準備書面を東京高裁第一六民事部へ提出した。直前に松下から時の櫻通信第八九V、八十V号の関連部分コピーを添付した提起を弁護士にとだけ、これまでの問題を包括して公判を展開してほしいと要請した。前記の準備書面は、原告の行為の判断は当時の全状況の検討との関連でおこなう必要があること、解雇の手続と意図に大きい問題点のあることを説得力をもって記述している。支援グループの多数は、これでやって行けると考え、実際にもそうであろうが、対立者として深くかかわった大学側（弁護士）の方が、問題をより包括的にらえていたことが、次の公判で明らかになる。

一九八四年一月一三日（第四回公判）

この日に大学側は、五・二三付の松下原案による控訴趣意書と九・二〇付の弁護士作成の準備書面の双方についての答弁書を作成中である、とのべて、支援グループを驚かせた。大学側は、実質的に撤回された、ということもできる前者にこそ答えざるを得ない問題点や批判の深さを感じとったのである。

関東学院大II部の学生に対しても公判前から河村公判の現在の重要性を指摘し、慣性的発想を突破するために公判へ参加と前述の問題点の討論をよびかける表現が、中尾さんを媒介する（貸本）市実行委員会によって出現した。

松下は箱根における日本基督教団総会への問題提起のためにも、法廷には非存在した。

一九八五年一月二四日（第五回公判）

この公判までには二つの大きいテーマが潜在している。一つは、

数年前に河村氏が岡山大学祭に参加した時に参加者と討論し、その過程で、RB三〇二から別の住居へ移っている坂本秋子さんに出会った後に、さらに混沌としてかかえ続けている疑問点の対象化を早急に自らの公判と家族のテーマのとなえかえしと共にこなねばならない、という問題であった。もう一つは、一月六日まで東京拘留所に監置されていた松下と中尾が、六日早朝に令状逮捕される可能性を想定した獄外の共闘者の依頼によって、河村氏や支援者が六日早朝から門前に待機し、別の門から出所後連行された二人を目撃することはできなかったものの、その後二人への救援をおこないつつ、(一)公判の現段階に直接的に出会いはじめたことであった。この二つのテーマに包囲されてはいたが、河村氏以外の人々にも持続的参加や討論の契機が十分に形成されないまま公判は終了した。しかし河村氏は中尾さん保釈の身柄引受人となった。この日に大学側が準備書面を提出し、それは前回までに記した経過から重要な意味をもつのであるが、八遠方Vの松下らには今のところ内容は不明。

一九八五年三月一九日(第六回公判)

獄中の中尾さんは、この日の公判までに昨年一月に続く河村公判に関する表現を作成し、面会し入れを含めて救援活動をおこなってきた戒能信生氏を通じて獄外へ運動させようとした。思想的転変の中で「神」にも接近した処分者(岡本)が「律法ではなく、信仰こそが問題」とするプロテストの宗教性の裏返しが発想で河村氏への思想処分をおこなった可能性を想定しつつ、中尾さんはこの表現を、関東学院大(神学部を七〇年以降に廃止)と、日本キ

△大阪▽高裁

(△神戸▽大学闘争刑事公判)

一九八三年一月八日の忌避以降、審理が宙吊られている現情況への波及効果については、第八九V号、第八十V号に記した通りであるが、裁判官が三名とも交代し、八四年九月からの審理再開の打ち合わせが、国選弁護人を媒介しては何回かおこなわれ、被告人(松下)は、

一、控訴審開始時の方向で新しい趣意書を補充書の形で提出する。
二、検察側から逮捕手続関係証拠を(逮捕し起訴の政治的仮構等の立証のために)、神戸大学からA四三〇研究室から留置している証拠を(公訴事実の誤り等の立証のために)提出させる。

三、忌避された裁判官への要求(証人への尋問、被告席の弁護人席との併合、未採用証人群の採用)の実現および、審理再開し手続更新時の被告人からの意見表明。
更新時の被告人からの意見表明。
を強く主張した。

弁護人(池上、川窪)は、それぞれニュアンスはちがうが、一、については、前弁護人(河原)の提出した趣意書(原案は仮装被告団であるが、公訴棄却要求を軸とする。)と異なる方法で新しい趣意書を出したいが作成が困難という状態にあり、二、と三、については、主張は一応してみるが、実現は不可能だろうという判断をしていた。

八四年五月二九日に設定されていた九月一三日の公判は、前記一

リスト教団テーマにかかわる人々に応用を委託している。また四月一日の松下、中尾の刑事公判に参加した学外者かつ非信徒の竹中千恵子とかが、翌二日に関東学院大にかけ、河村研究室や重要な場所のいくつかに新たな提起を表現してきている。

一九八五年五月二一日(第七回公判)

四月に入ってから中尾さんと坂本氏(二月に、何度目かの要請にやっとなおはじめた河村氏のRB問題に関する手紙をうけとっていた)から河村氏にあてて、それぞれの位置からRB問題のみならず公判の問題の対象化を深めていく提起をおこなったが応答は、公判の経過と共に不明。

ただし「救援通信」二四号(AURA設計工房内、六・一五発行)によれば、この日には昨年九月に申請していた小西証人が採用され、河村氏の自宅研修中に、河村氏をキューバに留学させ、大学から隔離しつつ、処分せずに闘争を抑圧しようとした策謀(五月三日の会通信第二四号九ページ参照)にかかわった経過等を九・三に証言予定。

なお、岡本 正氏は六月三日に死去したとのことである。

の状態のままおこなわれた九月六日の裁判官、検察官、弁護人のうち合せ会議でとり消され、九月二七日以降十二月二〇日までの五回の公判で被告人質問を含めて、被告人側の立証は全て終了させ、一月三一日に弁論(三月末までに判決)という日程が決められた。証人については、裁判所の強い抵抗があったが、弁護人からの、戸上証人を撤回するから、新たに五証人を採用せよ、時間は戸上証人だけの場合と同じ位にしていくから、という要請を、一応検討してみろ、ということを終了した。その代り被告人からの尋問や意見表明は認められないことになった。

一九八四年九月二七日(第七回公判)

裁判官は石田、木谷、栗原に、検察官は石渡に、弁護人も池上、川窪に変化し、被告人のみが非変化のまま手続更新が十カ月ぶりにおこなわれた。

被告人からの控訴趣意補充書は、冒頭の一で、もし昨年の忌避がなかったならば、すでに判決がこれまでに出来ていたであろうし、現在までの数多くの問題点の再発見もなかったであろう。補充書提出は、この△▽的な論として存在する、という趣旨をのべ、二で控訴審の冒頭に提出した弁護人および被告人の趣意書との連続性において審理を持続せよ、と要求していた。さらに三で各重要証拠を検察、大学から提出させること、本件の七事件が文明的に未来の闘争の原型として注目されるであろうことを強調している。

裁判長(被告人ではなく、弁護人に)これを陳述しますか?
(撤回させたい気配)

弁護士（やや、ためらいつつ）「検討して次回に……」

被告人「被告人からの提出は、検討とか採否の対象ではなく、当然の権利ではないのですか？」

裁判長は、「そうではありません。」と強くのべ、次回、次々回にも撤回させるような質問を弁護士におこなったが、それぞれ事前に、仮装被告団が、表現の必然性を弁護士に明確に提起していたため撤回できず、裁判所も次々回の一一・一五公判の際に、しつじぶ認めざるをえなくなつた。

前記の、△、▽的な喩、という表現は、その後△一二・一七▽後の長期勾留および期日や判決期日の大幅な、未来へのなだれこみ、という経過からふり返ると、表現作成と提出と採用時の生命力をn次的に増幅しているように感じられる。被告人以外の当事者たちのこの表現を含む△、▽公判へのかかわり方についても、八四年と八五年では別人のようになって行くのだが、このことも当時の予測を何重にも越えている。

竹中証人が、忌避段階の最後の証人から再開後の最初の証人として十カ月ぶりに架橋的に出現し、神戸大当局から六月にうけとつた（七一月四月九日までの）A四三〇留置品リストの中に竹中の印鑑があることから、原審認定（竹中と松下は七一年六月以前に出会っていないし、出会ったことを前提とする竹中や松下の証言は信用性がない、とする。）を解体し、一・八、四・八、九・二二の各事件についても充実した証言を、弁護人の法廷技術的な制約を突破しつつおこなつた。検察官、裁判官らの質問は、はるかに低い水準で、証言の本質から放たれるエネルギーの前に敗退。

次回以降の予定については、鈴木、藤原、山本、中尾、永里が在

廷すれば取り調べ、神戸大学へは提出命令は出さないが照会をする、逮捕関係書類は検察側証拠という形で出してもらおう、ということになった。

一九八四年一〇月三日（第八回公判）

鈴木、藤原、山本の三証人の同時の予定と宣誓がおこなわれた。この三証人を含め、再開後に例外的に採用された証人たちにとって証言自体が自己史の対象化の大きい契機になっていることを強調しておく。

鈴木証人は、一九六九年九月一日の事件の段階では△家出▽中の中学生であつたが、その視点で逆にB一〇九の自主講座の本質、公訴事実の誤りを立証した。（当時の日記をその後提出）

藤原証人は、一九六九年一二月三日の教授会における被告人の公訴事実との無関係性を自らの公訴事実（六九・七・一二）および教授会メンバーの無責任性との関連で、神戸大全共闘の唯一の証人の位置から力強く説得的に語つた。

山本証人は、一九七一年九月二日に、公訴事実の時間帯に現場にいたことが不可能な場所である被告人から△石化▽を受けとつて対話し、この事件の検察側有本証人（七一・九・七の被逮捕学生でもある。）が九・二二事件について検察側の利用しうる供述をしつつもその後、誤りを山本氏に告白する過程を△牧師▽として法廷に開示した。（有本氏からのハガキや対話メモをその後提出。）

神戸大学の留置品については、裁判所は、被告人が裁判所の対応との関連で（文書提出命令に応じない、調査しない等の場合）松下

研究室の留置品を実力奪還する計画をもっていることを控訴趣意補充書の追記から知っているため、一〇・二付で形式的な照会はしたらしいが、督促せず放置しているので（被告人）弁護士から督促した。（特に、活動ノート六冊、九・七診断書、処分段階の教授会審議経過メモ。評議会がもっているはずの授業再開をきめた記録。）逮捕手続書類（四・八、五・一八、九・七、二・一五）については、検察側が自らにも有利な点があると考えて検察側証拠として提出してきたが、後で完全に転倒されて行くことになる。

一九八四年一二月五日（第九回公判）

一二月一四日までの箱根における日本基督教団総会における△、▽占拠（30ページ参照）から松下と山本氏が、札幌から中尾さんが九州から永里氏が、徳島、岡山から浜本さんが、京都から鈴木さんが、れい君と共に参加した。

永里証人は、一九七二年二月二五日の△、▽広場で卵の公訴事実を越えて飛翔していた紙飛行機（註——松下は、卵のように一回性でなく、n回飛ばすことのできる紙飛行機の意味に改めて気付いた。）について、自らの沖繩闘争と裁判との関連で現情況の重さをこめて証言した。「本件がもつ△人類の最後の希望▽との関連」という予言も示唆的である。

中尾証人は、一九七一年九月七日のB一〇九闘争の証言位相の困難さを、現在巡礼中の困難さとの対応において克服しはじめる証言を開示した。この日の証言と、一カ月後の一二・一七の行動のズレの克服課題は残るとしても。

弁護士からは、被告人側の証拠として宮内氏、森川さんに関する判決うつし、九・七の当局側職員暴行を示す写真などを提出（次回採用）し、これとの関連で浜本証人の次回採用を「五分でもいいから」と要求し、認めさせた。この弁護人のねばりは、前々回以降の控訴趣意補充書のテーマを軸とする多彩な討論や、全国から十数年をこえて参加しうる大学闘争参加者の生き様に圧倒されはじめていくことから生じているといえよう。

一九八四年一二月六日（第一〇回公判）

検察官が川瀬に代つた。浜本証人は開廷前に法廷前廊下で、今日ここで医師を（はじめて本質的に）開業します、と宣言し、法廷で一九七一年九月七日の事件と交差させつつ、松下らへの当局側職員による暴行の実態、負傷の程度を検察側写真によって推測することの反存在性を証言した。直接の診断がなくても、徳島大闘争での山本さんの負傷時と同位相の状況性から、より深い△診断▽が可能であり、△治療▽の自己責任を今も対象化し続けている、という意志表示も重要である。

休憩後、被告人に対する質問と証言が開始された。大学闘争の世界的な位置、神戸大学闘争および被告人の独自性、公訴提起に至

叫ぶ声か

るまでの大学と検察の策動等について、自らの見解の展開というよりは、その構造を他の状況や場面におき換えても成立するような問題点の指摘を被告人は目ざしていたが、同時に、その声や視線を、この法廷だけに限定されない法廷にもとどかせようとするために生じる微熱を伴う一種の揺らめきも自分で感じていた。これは前日にとどいた二・一七東京高裁判決公判での何かの爆発をどこかで予知しているとはいえ、明確なヴィジョンとしてとらえ切っていないことにも関連していたであろう。

一九八四年二月二〇日(第一回公判)

この日付は被告人(松下)が東京で監置中であるため出頭できなかったこと以上に、この日で被告人質問を終了させ、三月までに判決を出すという裁判所の入厠Vおよび、この控訴審によって大学闘争に関する最後の刑事公判の実質審理を終了させようとする司法権力の意図が、いずれも粉碎されたという意味で重要である。
被告人は、この視点から、この日付で制裁に対する異議(抗告)申立補充書を獄中で作成し提出し、入法廷Vの拡大へ飛翔を宣言した。(7ページ参照)

法廷では被告人の状況が衝激と共に審理され、被告人の弁護人經由の要請にもとづいて、神戸大学への文書提出命令の申立、山本証言の真实性を示す文書に関する証言がおこなわれた。前者については、八五年に入ってから(即ち、大学へ検察が審理の時間切れをねらった八四年末を突破し占拠した時間帯に)松下研究室にある表現の再調査と提出(C共闘作成の七〇・一・一四教授会議事録を喩

△京都▽地裁

α. 第一次仮処分申請

第八十V号一三〜一四ページとの関連で記すと、第一次(自主ゼミからの)仮処分申請と特別抗告に小法廷群が審理に関与することの忌避について一九八四年三月一六日に第二小法廷が却下決定が出たので、これに対する第二次の特別抗告(一三・三一付)をおこなっていたが、却下決定は九・二二付でやっと出された。仮処分に關する第二次の特別抗告(一四・一一付)については却下決定が五・一〇付で第三小法廷から出されていることと比較すると、順序が逆である。A三六七公判を含む全一公判において、忌避(x)と、忌避審理関与への忌避(y)が同時的かつ永続的に展開されてきていることに対する最高裁側の倒錯的総括が始まっている証拠と考えられる。

坂本氏は一十・六付の第三次の特別抗告で関連する全ての第n次特別抗告の大法廷における併合審理を要求している。

一二・二〇付で、前述の要求には応答しないままα仮処分と第三次特別抗告却下決定(第三小法廷)とr忌避と第三次特別抗告却下決定(第一小法廷)。この日付は東京の事態と関連しているであろう。坂本氏は一八九五・一・二付で大法廷へあてに、前者について第四次の特別抗告。ここで重要なのは、一二・二〇決定が、申

とする。)と授業再開に関する評議会決定の非存在(従って全公訴事実の前提の解体)の自白を強制することになった。後者については、被告人が非存在しても仮装被告団が審理の主体として活動しうることが立証された。

今後の日程について、裁判所は被告人質問を八五年一月三一日に、最終弁論を二月五日に設定し直さざるを得なくなったが、この時間的崩壊は、被告人による時間と関係性占拠を認めざるを得ない措置であり、その後、東京における事態の急激な展開(監置終了後の逮捕と起訴と長期勾留を意図する東京の司法権力中枢は一二・二五告訴前の一二・二四までに大阪高裁に連絡をとり、松下の事件等の調査をしていることが明らかになっている。これは大阪高裁が、告訴がおこなわれるより前の一二・二四に、弁護人へ連絡をとり、一・六に監置終了するはずの被告人が、それ以降の一・三一〜二・五に、まだ勾留されていることを前提として、それ以降の二・一四〜二・二一にも公判期日を設定せざるを得なくなったことからも示される。)は、この崩壊速度を加速させることになる。また、一二・二〇の時点でははっきりとは予測されていなかったが、この一〜二月の大阪高裁審理過程は、東京の勾留のみならず全状況の入拘束へ瀕死V性を治療へ飛翔させる仮装被告団の活動の場として転倒と応用されて行く。

立に含まれている小法廷忌避についての審理と決定なしに出しているが、このやり方は、この系列の最初の段階(昭和五九年三月二九日付のα仮処分と第一次特別抗告却下決定の前に、この審理条件についての忌避に対して同年三月一六日付の却下決定が出ている。)の前例にさえ反するという指摘である。最高裁側の一定の総括へ反撃?も、不十分かつ矛盾にみちていることが、この一例からも判る。後者についても同位相の一・二〇付の特別抗告。(提出日付のズレは決定が送達された日のズレによる。)

β. 第二次仮処分異議

一九八四年七月一日の裁判官(永室)に対する松下と浜本の忌避と即時抗告以降の経過は次の通りである。

松下の場合

一八・二付で即時抗告し。

九・四付で補正命令と催告書。

九・七付で求釈明書。執行抗告に関する一八・三付の表現の中で審理未開始の時に実行すると予告していたA三六七仮処分執行公示の自主管理(九・三〜四)に際して公示板からはぎとった差押物件標目票うつしを添付してある。これは、前記の審理および、補正命令や催告書の発し方のデータラメさの釈明を現場性にもとづいて行わせる入バリエードVであり、応答がない場合は、標目票に明記してある「破棄又は無効にした者は刑罰に処せられる」という内容が破棄され無効になったとみなす、と松下は一七・七付でのべておいた。これに対して現在まで応答がない以上、裁判所は、これを

認めたことになる。

一〇・二九付で、前記の応答をしないまま即時抗告について却下命令。(印紙・切手等の不足分を納入しないことを理由とする。)

一・三〇付で時間を逆行して、前記命令を出した大阪高裁第七民事部(裁判長・小林)への忌避および再審申立。(後略)は、竹中さん、永里氏の前例を応用しつつ、あえて最高裁へ送り、

一・二九付の第一小法廷の移送決定を経て時間性を獲得。)

一・二七付で大阪高裁第八民事部が前記の忌避について却下決定。これを受けとった一九八五年一月二五日付で大阪高裁第七民事部が忌避についての決定なしに再審について却下決定。

一・三一付で特別抗告および抗告権持続確認(無限勾留の巡礼中であり、関連記録を入手し文書作成可能な状態に連絡するまで)の申し立て。

五・八付で受理通知がきているが、本質的な勾留は持続しているので連絡を宙吊り。

六・一〇付で、抗告理由書未提出を理由として特別抗告却下決定。(大阪高裁第七民事部)

一・一四付で、これまでの全過程に関する特別抗告。

浜本さんの場合は

一・一五付で即時抗告書。

九・四付で補正命令と催告書。

九・一一付で本件と忌避審理の双方に大阪高裁第七民事部が関与することの忌避申立。

一〇・三付で、併合的に却下決定。(第四民事部)

参加し忌避申立書を提出し、判決強行の場合はその作戦を立てていたが、期日通知が被申請人の一人(浜本)に未送達のため、裁判官(永室)は判決言渡を延期し、期日は追って指定とのべて退散した。その後、鈴木そのれいがA三六七へ八散歩Vに出かけたところ、ドイツ語教室員が七人、中を歩きまわっていた。入った鈴木さんが、退去を要求する教室員たちに、「あんたらが入れるなら自分も入れる」と反論すると、教官・池田浩士(「インパクション」八五年三月号に、「反日」とは言えない私でも……)をかいいて良心派ぶっているのと同じ人物)は、「自分たちは教養部長の許可を得ている。(あんたは立入禁止だ。)」と国家権力下の公務員根性をさらけ出し、鈴木さんの「十数年間ここで闘争し生活した主体の一人として」現場検証しているのだ。」に対しては、「ヨクそんな権力用語を使えるなア」と嘲笑し、他の教官らと共に排除してくる有様であった。そもそも、池田ごときが、私たちと言葉を交す資格などない(私たちの親切な(第A10V号16ページ参照)公開質問状に答えず逃亡)のであるが、それにしても、権力についてのかれの発想の倒錯ぶりは特記に値いする。A池田Vを許容しておく運動やメディアは必ずどこかで、かれと同じ体質を共有していることを自戒すべきであろう。具体的指摘や止揚の方向性は、私たちとの共闘の度合で、いつでも提起する。そのつもりがないなら自壊の道を歩ませるだけだ。こちらも、それほどヒマではない。

Y. 本 訴

A三六七の明渡請求公判の判決は、一九八四年六月一日に期日を

一〇・一九付で、異議と、前年一一・六付の異議(第八九V号一六ページ参照)の併合審理、ならびに第四民事部の審理関与忌避。

一〇・二九付で(一八・一五)抗告状却下命令。

一・一二付で、命令に至る審理と条件審理の未了、および特別抗告をそれぞれ申し立て。

これ以降、忌避審理と審理関与忌避の提起がβ、γを包括して展開されていくことに裁判所は対応しえず、さまざまの質問や示唆が申立人からおこなわれたにもかかわらず、昭和六〇年三月二五日付で高裁第七民事部(小林)の審理関与忌避(一・二四)について却下決定。(第六民事部)

一・九付で異議し抗告申立理由書。

四・一二付で特別抗告状却下命令。(第七民事部)

一・二二付で、異議と抗告申立理由書。

一・六六付で理由書の(序一二)

六・一〇付で特別抗告却下決定。(第七民事部)これに対して、さらに特別抗告中。

以上の経過から考えて明らかのように、京都地裁・永室に対する忌避は一九八五年一二月には確定していかにもかかわらず裁判所側は、松下らの長期勾留中に判決を強行し、それにより前述の問題点から逃亡しようとした。

二月六日付で判決公判の通知書が大阪拘留所の松下にとどいた。

二月二七日の第三五号法廷には山本氏、高尾氏、鈴木さん、れい君、竹中さんが出廷し、開廷前に竹内真知子と竹中みな、千恵子の

粉砕され、忌避の核爆発的な展開により永続的な宙吊りと審問にさらされてきた。この忌避の全ての展開は、別紙リストとして希望者に配布することも可能であるが、単純な記述が不可能な、その忌避の方法的根拠をのべると、

裁判官に対する忌避(x)と、忌避審理条件についての忌避(y)を同時的に提起し、(y)について、まず決定を出させ、出しても出さなくても(x)および(y)の根拠が立証されたとして、時間を逆行して申立をラセン状に回帰させ、

自分や共闘者の他事件の忌避と併合を申し立て、書記官や、他級審の裁判官をも忌避対象にまきこみ、

再審や抗告をn次的に持続し、判例批判を含めて論理的根拠を確立し、

混乱の余り、論理的破綻は勿論のこと捺印や日付記入さえ忘れた決定には、その指摘を忌避理由にくりこみ、

訴訟費用について、その規定や、他事例とのズレを求釈明して時間や費用を獲得し、

手続違反とする却下には、その根拠を争い、……

これらを含む、あらゆる条件を自由に駆使して、その場で最も適確な提起を展開してきたのであった。この忌避の展開は、第八十V号一三ページ以降に記した契機をもつが、αで発生し、β、γをへて、特にγの一九八四年後半には、生命の発生に至る有機物質形成の分子構造の増殖をすら思わせつつ、その威力を発揮した。

京都地裁・大阪高裁・最高裁は、これらの忌避の極限的駆使に脅え、ひたすら却下に却下を重ねつつも、内実として解体意識のとり

こになっていたのであろう。そして本訴の判決を何とかして強行する機会をねらっていたにちがいない。

一九八四年一月二七日の東京における何かの爆発は、司法権力総体に反撃の決意を固めさせることになる。監置執行中の松下と中尾に対する告訴と同じ日付の二月二五日付で、一月二八日を判決期日とする呼出状が出されているのは恐らく偶然ではない。

一九八五年一月二八日が迫ってきたが、この段階では忌避（×）について、

坂本氏の場合は、一九八四年二月二四日付の却下決定（京都地裁第一民事部）が半年以上の八不可能V性をこえて一月二三日に送達され、一・二五付で即時抗告。

浜本さんの場合は、同一日付の却下決定が二月三一日に送達され、一・四付で即時抗告。

いずれも却下理由を、忌避権の乱用の場合は、審理は執行停止されず、申し立てられた裁判所が自らただちに却下できる、としていることに注目せざるを得ない。半年以上の決定不可能性にさらされた後に、「ただちに却下できる」とのべる背後には、東京高裁の一・二七でとった方法を、ここでも適用せよとする司法権力中枢の指示があったことを推認させる。

それぞれ即時抗告中であり、竹中未知／千恵子や鈴木そのも特別抗告中であるから、法的にも判決は停止されたままのはずであるが、直前の却下をも想定して、松下は東京拘置所から一・二四付の忌避申立書を第四民事部に提出した。（石田裁判長への忌避としては、はじめて）なお、昭和四八年一月八日第一小法廷決定（第

八九V号七／九ページ等参照）に拘束されている裁判官が忌避審理に参与することを忌避（×）していることと、現在の拘束の契機をなした東京高裁第一民事部との関連で実質審理なしの判決を強行しようとする京都地裁を批判し忌避（×）していることが重要である。（訴訟手続外／以前の非法性の指摘）

ここで指摘されている非法性は、これまでの全闘争過程で出会ってきたものから更にエスカレートし、この時期に、とりわけ審理の形式／たて前さえのりこえて、判決強行、監置、告訴、起訴、長期勾留として八東京Vで集中的に現われているのと同位相の激しさが八京都Vでも一・二八／二・一に現われたといえる。

一九八五年一月二八日午前十時第三二号法廷では、一・二四付で送られた松下の忌避申立や、一・二六付の（竹中みな／千恵子）の共同訴訟参加し忌避申立（四才のみなのけい紙表裏に、ぎ／しり記された絵や宇宙文字を含む）をまず審理せよ、と要求する傍聴席の鈴木、高尾、山本、永里の各氏を含む多数の自主ゼミ参加者の声を無視し、嚴重な警備で威圧しながら、A三六七を明渡せという、仮執行宣言ときの主文朗読がおこなわれた。

この昭和五八年（ワ）第一四七六号事件の判決文は、すでに大阪地裁へ転任した元裁判長、吉田秀文の他、小山邦和、中村俊夫の名で作成され、現在の第四民事部裁判長、石田 真によって朗読されており、実質審理も忌避審理も／も全て圧殺するものである。

逃亡する裁判官に向かって不可視の八Vを投げつけつつ、すでに準備しておいた被告五名（松下、坂本、鈴木、竹中、浜本）の／

控訴し申立書と仮執行停止申立書（前記五名の他に竹中まい、とき、みな、未知を含む）

山本氏の第三者／異議し申立書

永里氏の執行に対する異議申立書と仮処分申請書

が提出されるが、それらも無視して強制執行を強行する気配が感じられた。

この気配は、判決文の送達の仕方からも判ってきた。判決の瞬間には法廷外で子どもたちや根本氏らと待機し、その後住民登録の水準では住居でない空間へ移動した竹中さんに対しては、一月二九日朝、執行官を含む約十人が二台の車でのりつけ、判決文らしいものを強制的にうけとらせようとした。（未開封のまま受取を拒否され、路上に放置されたものを、郵便労働者の根本氏が裁判所へ返送。）一月三〇日には、岡山地（R B）公判に出廷した坂本氏に対して書記官が強引に交付しようとし、拒否されると、閉廷後の職場に戻った坂本氏を追って、机の上に執行官が署名し捺印なしに放置して引き上げた。松下、鈴木、浜本の代理人吾郷弁護士へ送達されたものは宙吊り。（少くとも、これらの経過から、五名の被告に送達完了したとする二・五付の執行記録中の書記官（福守）の証明書は偽証である。）

A三六七には学生諸君や子どもたちを含む多数が宿泊を続した。一・二八には鈴木さんの年離れた家族も参加。坂本氏は松江へ行き、一・二八直前に一たん戦術的に代理人解任届を出した吾郷弁護士と今後の方針を話し合い、執行停止申立補充書の準備をした。（山本氏は強制執行停止決定の申立を、永里氏は執行停止申立書をそれぞれ一・三一に提出していたので、これを補強するため。）東京拘置所

の仮装被告団からも被告以外からの異議申立をするから執行をまてと打電。

これらの表現群を支えるA三六七空間へ、二月一日午前七時頃、執行官（藤岡、石田）、私服警官、法務局職員、大学教官、作業員（学外から？）ら数十名がおしよせ、自主ゼミ参加者の求積明にこたえず／こたえられず、命令系統の混乱した中でバリケードを破壊し、物品を持ち去り、学内の他の部屋に留置し、室内にいる自主ゼミ参加者十数名を強制的に排除した。この二／時間の経過については、現場にいた鈴木、浜本、竹中とき（六才）の正確な、怒りにみちたレジュメ（絵を数枚ふくむ）があり、ぜひ回覧していただきたい。四人いた子どもたち（ときの他に四才のみな、三才のれい、○才の未知）は、強制執行開始後もゆ／くりフトンの中で眠り、目ざめてからも一度も泣かずに強制執行者のすべてのふるまいを、じつとみつめていた。パンをたべ、おまるを使うことで八たたいVながら……この一角が最後の八バリケードVとなり、○才児をつれ出そうとする執行官の顔におむつが命中する一瞬もあった。これより前に廊下へ排除された学生諸君は、登校してくる人々の目を塞ぐために廊下の非常シャッターを下そうとする教職員の行動を粉砕し特にドイツ語教室員を激しく追求し、一方、留置物品の保管の仕方に関して、浜本、根本、高尾、八木の各氏が執行官らと激しい自主ゼミを展開。

最終的にA三六七のドアには四本（のち六本）の木材が五寸釘でうちつけられ、立入禁止のはり紙がはられたが、窓に張られていた「永続し、深化する大学闘争」の文字は占拠を続。廊下や階段にはシュプレーやステッカーによる多数の抗議の表現が出現した。のち

に送られてきた、二・一付の執行官、藤岡二郎作成の保管調書によると、保管中の物品は次のようである。

ふとん包・五、ござ・六、マット・七、カーテン・二、パイプ椅子・一、ガスコンロ・一、じゅうたん・一、ガストーブ・一、電気コンロ・一、ギター・一、冷蔵庫・一、書類雑品等(段ボール入)・一四七(全物品は二・一八に三階から地階へ移動)

このように分類しうる、いや空間性や世界史性と分断して留置しうる権力や、その加担者への報復は必ずなされていくだろう。すでに、それは強制執行の瞬間から始まっており、かれらの存在基盤を、かれらの無意識領域に至るまで破壊しつつある。

なお、とりわけ二月段階以降、これまで国が特定してきた五人のA三六七占拠者(松下、坂本、鈴木、浜本、竹中)以外の占拠者(山本、永里、高尾、八木、中尾)が、新しい裁判過程への提起を展開しており、国の特定する水準が闘争主体内部意識にも及ぼしかねない規定力を転倒していく契機としても闘争総体にとってもつ意味は大きい。くわしくは次号で。

△岡山▽地裁

岡山地裁関係の公判経過は、ごく不十分に素描するしか今は余裕がないけれども、今後の参加過程で展開していく。資料や問題点に関する問い合せは、岡山市津島・岡山大学学友会気付一〇三被告団へあてにおこなっていただきたい。

α. 懲戒免職処分取消請求

(第二民事部、昭和五〇年行(ウ)第一号、原告＝坂本)

一九八四年一月七日(第三八回)城崎 哲証言。七三年段階の自らの位置と一〇三闘争について。証言に至る過程。

一九八五年一月二三日(第三九回)城崎証言の続き。赤軍とのかかわり、その軌跡からみた△▽闘争を含む現情況。

一九八五年三月二〇日に鈴木その証言が予定されていたが、東京地裁第二次訴訟判決公判が同一日に予定され、これと共闘するプランから鈴木証人の岡山地裁出廷は宙吊り、期日延期。

一九八五年五月二九日(第四〇回)鈴木証言。証言に至る自己史の對象化の条件と証言方法の情況性等について松下から提起がおこなわれ、これとの関連で苦闘と模索が進行中。

一九八五年七月三日(第四一回)鈴木証言の続き。前日からの討論で証人の証言の根拠を△松江▽の事件やR・B性の本質からとらえ直す必要性が再確認される中で、本件の処分理由等の批判が法廷でなされた。

β. 生活保護変更決定取消請求

(第一民事部、昭和五七年行(ウ)第七号、原告＝坂本、浜本)

一九八四年一月一日(第四^五回)、一月二三日(第四^六回)では書証が被告から提出されたが、ここには、R・B三〇二にかつて居住していた坂本氏の家族が別居する経過が示されており、R・B公判の深さと拡がりを対象化して、^{重要}重要な素材である。(15ページ参照)

一九八五年二月二七日(第四^七回)、福祉事務所から変更決定に関する書証を提出。次回と同様、認否の形式的二元論を原告から批判。一九八五年三月一四日(第七回)、被告(県、福祉)の書証についての認否と今後の双方の立証方法について議論。結審を急ぐ裁判官もテーマの大きさに挫折。

一九八五年六月一日(第八回)、被告から福祉事務所職員二名の証人申請。次回は九月三日。

γ. 住宅扶助申請却下裁決取消請求

(第二民事部、昭和五九年行(ウ)第二号、原告＝坂本)

一九八四年一月二二日(第一回)、原告(坂本)の訴状陳述。R・B三〇二の宿舍使用料の問題をβ、φと包括的に対象化していく試みである。

一九八四年二月二六日(第二回)、原告は病気で不出頭。βとγは代理人弁護士なしでおこなっているので次回に延期。

一九八五年一月三〇日(第三回)、八三年八月以降の審査や裁決に関する書証を被告(福祉事務所長と知事)から提出し、裁判の今後のすすめ方について打ち合せ。

一九八五年二月二七日(第四回)、被告から、原告の提訴に反論する準備書面。処分を前提とした明渡要求を前提とし、そのために生じる損害賠償金は扶助の対象にならない、とする。

一九八五年四月一七日(第五回)、被告が、県段階で現在おこなっている審査の資料を次回に出す、という。この審査は、八四年九月の宿舍使用料の法務局供託によるもので、 r 公判の運動化をもたらししている。

一九八五年六月五日(第六回)、前回の約束を忘れた裁判長(白石)は早く結審したいそぶりをみせたが、原告から指摘されて、やむをえず続行。

一九八五年七月一〇日(第七回)
被告から各一名ずつ職員を証人申請。

原RB公判(第一民事部、昭和四八年(ワ)第六〇一号)

以上の α 、 β 、 r の他に、 α の前史過程にあり、一九七四年以降審理が宙吊られていた宿舍明渡請求(原告II国、被告II坂本)について(α との関連については、五月三日の会通信第一八号一七ページ等を参照していただきたいが、いくらか註を加えると、処分ノ起訴ノ公判段階にRB三〇二から坂本氏らを排除するために提起された明渡請求公判が参加ノ忌避の試みにもかかわらず実質審理なしで判決強行が迫った段階で、一〇三公判ノ卵裁判を媒介に河原弁護士を代理人として、明渡請求の前提である処分の違法性を逆提訴し、この公判に併合してきたのであった。)の公判期日が十年をこえて設定されてきた。おそらくは、 α の結審ノ判決と同時的に結審ノ判

決をおこなう政治的配慮から。以後この公判を原RB公判とよぶことにする。

一九八五年五月一六日(第一回)、裁判長(川柳)が α の結論に従ってRBから出るかどうかきめるよう和解をすすめるが原告から拒否。全RB公判過程との関連で。

一九八五年七月二日(第二回)、十年をこえて補助参加の軌跡が残っている上原孝仁や片山恵子らに原告が異議を申し立て、裁判をこえる領域でのテーマ群がひきよせられつつある。

米一九八四年度の岡山大学祭および、それに交差する連続シンポジウムのテーマ群は、それ自体で討論に八一〇年間はかかる質量をもつが、二点のみ、ここでふれておきたいのは、

① 一九八四年度の大学祭は、マスとしての大衆の責任を力学的に応用しつつ、巨大組織や文化情勢総体への批判の砦となりつつあること。各参加者の自覚以上にそうであること。

② 学友会囑託事務の仮装労働による給料が四〇万円前借りされて前記二人の保釈金の一部を構成してきた段階で、左翼系サークルの中から、一〇三被告団の本質的批判力(自らのギマシ的な生き様への永続的な問いの構造)を怖れる者たちが、不正受給として警察、マスコミに密告ノ供述し、権力による捜査ノ生保打切の動きが、大学当局から学生への坂本氏らの解雇要求の示唆と共に生じていることである。

この二点を含むテーマ群総体については、連続シンポジウムへの参加過程で表現ノ開示していく。

△高松▽高裁

(控訴審ノ訴訟費用ノ△徳島▽大学古本市)

この項の正確な位置づけは、第八十V号二九ページを参照していただきたい。連続して記すと、

一、控訴人(浜本)の長期間の自主ゼミ的な働きかけにより、一九八四年八月二三日の第一〇公判(消滅処分取消請求)に、石村泰子証人がやっと「自発的に」出頭したが、書証として提出された六九・七・九大学立法粉砕研究放棄声明(浜本の他に赤木、今井、桑原の名を含む)については、浜本のさそいに応じただけ、浜本の個人攻撃的な闘争のやり方には反対、と公務員的な冷やかさで答えた。浜本が授業妨害をしたという七二・四・五付の報告書の八二・一〇・七付の訂正報告書は、浜本におしかけられてかいたが、前者もむりにかかされたものであり、内容は後者の方が正確であると、しぶしぶ認めた。共同研究資料についても、石村個人の私物でないこと、元指導教授・梶本の証言をくつがえすために不可欠であるが浜本の分は当局ノ石村の管理下にあることが明らかになった。

一九八四年二月四日(第一〇回)

本人尋問が開始されたのは、石村証言以前であるが、もともと石村証人等が不出頭した場合の審理の空転をさけたいという裁判長(第四民事部、宮本)の意向で続けられてきたのであるから、証人採用について判断せよという要求が、この公判以降あらためてなされていく。この日の浜本証言では、元指導教授・梶本の研究能力の

欠如(浜本の研究能力を判定しうる水準にないこと等)、在学期間延長申請に山本光代さん(被処分教官)をえらんだ根拠(浜本処分の理由の一つとされる)などについて基本的経過が開示された。

一九八五年四月二五日(第一〇回)

控訴人側の主張と証言内容は、次回と同位相と思われるが、記録未入手。ただし未採用の証人群が「自発的に」出廷ノ証言していくための自主ゼミが後記三にかいまみられる水準で続いており、法廷外の審理と併合して進行しているのは確かである。

二、△勝訴▽公判の訴訟費用確定決定に対する特別抗告に対して一九八四年九月一三日付で第三小法廷が画一パターンで却下決定を出したので、申立人(浜本)から九・二一ノ付で特別抗告。九・二六ノ付の申立理由書(序)では、松江の裁判官、横山(現在、広島高裁)の証言なしの判断と、民訴費用法ノ規則の違憲性を大法廷で判断することの双方の放棄を批判。

一方、松江の事件の訴訟費用の残高支払いを迫る徳島地検に対しては、毎月、古本市との関連で八たのしいV報告ノ納付が続いている。例えば、八四年一〇月には、あらゆる資格(とりわけ牧師や医師)を問う古本市としての検定試験に参加するため、地検には出頭できない、とか、八五年二月には、A三六七古本市への強制執行があったために、納付がおくれる、という風に。淳君は、二、三の行動に何回か同行。

三、前述の古本市が、一との関連でも最も持続的かつ本格的におこ

(仮装労働による給料の受け取り方を)

足許に今も被拘束状態にある者たちへの共闘の仕方と並んで、私たちが宗教(者)の原点とよびうるものの端緒であると思える。

付言すると、「文芸」二月号にかかれた松下竜一の「記憶の闇」を獄中でよんだが、その内容と水準を(特に宗教家として)支持し共感する全ての人々を私たちは信じない。具体的反論は対権力の配慮からしないが、このことは、甲山事件の全ての支援者が去った時に、最後の共闘者として登場する覚悟をもつ仮装被告団の位相からはっきりのべておく。

表現過程としての 被拘束空間(序)

このヴィジョンは、被拘束の全過程が、それ自体として現情況のさまざまなテーマ群を基底からとらえかえず表現位相をもつという情念と、被拘束空間における多くの体験の具体例を表現という視点で総体的に把握したいという情念の二つの流れによって渦巻いている。それらが一定の構成として視えてくるまで待つことが何かから許されない気がするので、まず意識から言葉へ突出してくるものから順に、手あたり次第に、いくつかを記してみよう。

拘束の瞬間から、身につけている文書や、とどけられる文書、発信する文書は全て検閲される。私や私の共闘者の文書はよみにくく、内容も意味不明で大いに不評であった。しかし、私に好評であった私のみる八夢Vや、毎朝きく八鳥Vの声は検閲されなかった。

権力の手の中にある病院の八治療Vは症状を悪化させるだけであつた。

勾留中の発信や面会は原則として一日一回(監置中は十日に一回、親族とのみ。服役すると更に制限される。)であり、拘束施設の判断で存在を告知されることさえない場合もあった。一例として、一九八四年二月三一日に、「カッコ」(八V)とか「星雲の位相」という表現を含む電報が外から私へうたれたが、当局は、これを理解できないため暗号とみなし、出所時まで、電報があったことさえかくしていた。かりにn年間拘束されていれば、n年先まで判らなかつたのである。私の場合は一週間後に監置二〇日の拘束期限が終り、一月六日朝の出所時に告知されたが、直後に予定されている令状逮捕の瞬間が迫っていたためか、係官は内容を殆どみせないまま書類袋の中へデタラメに入れ、封印して持たせ、逮捕現場へ急がせた。逮捕後の警視庁本部では書類などみせなかつたから、私がこの電報のコピー(なぜか原本ではない。)に出会ったのは、起訴後再び拘置所へ送られ、再入所時の物品検査を応用して電報を判りやすい所へ移動し、倉下げしてもらってからである。

拘置所では朝の点検の後で、「ネガイゴト」と叫びながら看守が巡回してくる。シャバの水準からみると、いささか、こっけいであるが、被收容者にとっては、必死の「願い事」の恩恵のときである。何しろ、釈放せよとかラーメンをくわせろという要求は別として、前述の領置(宅下げの前にも必要)、倉下げ(さし入れなどを房に入れてもらう。大阪では仮出しという。本来は倉庫に入れて

法廷へ行く場合には、前日朝に携行する予定の文書を全て提出しなければならぬ。従って、公判の前日の朝から公判の開始時まで、文書に関する限り、だれよりも公判から遠い。この遠さは苦痛であるが、時々思いがけない発見をもさせてくれた。

独房内では、パンフ十種類を十日以内、ノート三冊(プラス・アルファ)を絶えまない検閲でうばい去られつつ使用できるだけである。共闘者から資料の入った手紙がとどくと、うれしいけれども、その瞬間に、房内にあるパンフ(たとえ一枚のビラ、一枚のコピーでもパンフとみなされる。)の一部ないし全部を強制的に領置(どこの倉庫の個人用の棚へ入れておくこと)させられる、という哀惜と怒りの念もわいてくる。前項と共に、いつでも、あらゆる文書を手につつ思索し準備できるのとは全く逆の条件下におかれるのである。この規制は特に東京拘置所において強化の一途をたどりつつある。しかし、この状況を一つの表現の方法として逆用してたかうこともできた。

拘置所では、入ってからすぐに「裁判所への文書提出のため」と要求すれば、翌日ぐらいに筆記用具を手にし、自分用のメモを含めて何でもかくことができるが、警視庁本部の留置場では全く禁止されていた。辛うじて身体的自己診断書をかくという名目で、それも取調中の刑事たちの休憩中という制約下で歯やせき椎の苦痛に耐えつつ二枚のメモを作成し、警察官、検察官の検閲をくぐって外へ出すことができたが、この紙片の中に八身体Vだけではない諸関係の八診断Vをこめようとする苦闘としても印象に残っている。なお、

おくべき、という発想からであろう。)などは多分、数日後には、(七)七夕の願い事以上に(?)かなえられる。この数日後には、という時間性に注意していただきたい。そして、前述の領置や倉下げは、毎日できるわけではないことにも。(大阪では、一日おきに領置と仮出しの日がきめられ、予告なしに二日続けて、どちらかが連続することもあるので、特に下着の移動の場合、身体の新陳代謝等との関連で問題が深刻になった。これは食物や文書などの到着のおくれに匹敵する、あるいはそれ以上の表現時間性のズレのテーマである。)

看守(法務省刑務官)らは、大まじめで「願い事(はないか)」と怒鳴り、被拘束者も大まじめで「願い事があります」と答えて願箋をうけとり、記入し提出する。しかしこの「大まじめさ」が、ふと崩れる瞬間もある。法的許容度をこえる要求を出した時と、被拘束者が「大まじめ」のばかばかしさを言葉でなく内容として展開した時である。それぞれ、いくつかの体験があるが、後者の一例を上げると、拘置所では、検閲の関係上、日本語以外の文書は、さし入れを禁じられている。私のところへ翻訳依頼の外国語の原文が数十枚送られた時、当局は、この規則をタテに房へとどけなかつた。私は、とどけるよう何度か「願い事」をしたが、当局の回答は一枚三千円で拘置所指定の翻訳者にたのめば、訳したものと併合してとどけるといのである。私の場合、一枚五百円というのにのみならず、私が翻訳する場合にこそ意味があるのに、これらのことを拘置所長との面接を含めて「願い事」した時、何回目かに規則のロボットのような看守は笑い出し、何とかしてみる、といって立ち

去った。所長との自主ゼミやを辞さない、こちらの構えに、問題の拡大を怖れる配慮もあったのかも知れないが、その日の午後には翻訳用原文はとどいた。それにしても文書の制限や抹消を、勾留を医学的に？ 根拠づけることを職務とする措置所の医療と共に批判の対象としていかなばならない。もちろん \wedge 外 \vee 国語もちこみの前例の応用 \wedge 拡大もやっていきたい。

さし入れされた文書に何か記入してから外へ送ることも原則的に禁止されていた。「救援」紙上に掲載された自分の文章のミスプリ訂正さえ \wedge 獄にある間、「海燕」誌上での埴谷雄高氏と吉本隆明氏の往復書簡による論争も、コピーをさし入れてもらったので四回分全てについて詳細な意見を \wedge 評として記入した（これ自体は論争を基底から転倒しうる内容であると自負している。）が、前記の規則によって外へ送る作業が妨害された。この場合には、あて先を宗教者（医師、弁護士と共に一応、別扱いされる。）とし、 \wedge 宗教 \vee 上の問題で自分の \wedge 悩み \vee を相談するのだから、と仮装して突破した。回覧は歓迎するが、この号のテーマ群を共に追求しつつにしたい。次行との間に一行あける。

朝夕の点検の際に元氣よく大声で答える被收容者がかなり多数あり、私は、はじめうち、看守が怒鳴りつける声かと錯覚していた。やっと、そうでないと気付いた後、全被收容者の解放は一刻も早く必要であるとして、そのように錯覚させる発声（に象徴される表現の根拠）の自己対象化と同時にでない限り、かれらにとっても真の解放になりにえないのではないかと感じている。

与える。このことに気付き、言葉として扱うかどうかは別として、たえず自らの課題にくりこんでいるかどうかは、私たちの共闘者たりうるかどうか判断する場合に極めて重要であると思われる。国家との対決の回路がみえにくくなったなどという者は状況からの失墜者にすぎない。一方、被拘束状況にある人々（予定 \wedge 可能性のある人々を含む）は、具体的権力機構の弾劾と同じ比重で、自らのテーマを最も遠いヴィジョンに変換させ、共闘させる作業を求められるであろう。

私は、 \wedge 獄で、被拘束空間における時間の流れにずっと関心があった。表層の出来事を捨象すれば、拘束の持続につれて、個体の生理的基層部で時間が速く去る傾向（ α ）、壁に阻まれてより鮮明になる被拘束者の感覚（希求）の生成や変化に関連する速度や加速の問題（ β ）、法廷での審理のためだけに切りつめられ拘束されている身体性と共同幻想の格闘力学の時間構造（ γ ）のそれぞれの関連追求 \wedge 爆破の試みについて今後も \wedge 闘争過程で開示していきたい。

ここでは \wedge 獄で主として γ 性の時間の耐え方で私のとった方法をのべる。私は一九六八～九年の神戸大学闘争のバリケードの時間性を一つの暦にしていた。六八・一二・一七に神戸大学教養部学生自治会代議員大会は無期限ストを決議し、学生自治会という形態をも解体する方向で、ストライキ実行委員会を結成していく。そして一九六九・二・二の \wedge 情況への発言 \vee をへて、二・十に教養部を中心とするバリケードが全学化する。B一〇九やA四三〇や \wedge における自主講座は、学内外のバリケード破壊勢力と対峙し続け、八・八の物理的バリケード解除後も続いていく。次々と処分 \wedge 起訴理由

獄中で、ある統計をみて、がく然としたのであるが、日本全国にある拘留施設（拘留所、刑務所）の数と国立四年制大学の数はほぼ同じである。また、四年制、短大、高専を含む全ての国・公・私立大学の数は、日本全国にある拘留施設（警察署）と前記の拘留施設の総計とはほぼ同じである。やはりそうだったのか？ 獄中でも \wedge 学 \vee 闘争の永続的構造が開示されてきていたのだ。そこに出入りする人、管理する人の殆ど気付かないままに……。

保釈後によんだ増淵利行氏の「東京拘留所」の図解で、あらためて確認したが、私が監置中にいた北三舎一階二房は壁をへだてて処刑場に近く、勾留中にいた新三舎二階の各房（ペンキぬりかえ作業のため、二階のはしからはしまで転房したので、連合赤軍の森恒夫氏の \wedge 自死 \vee した空間も通過している。）の被收容者運動場の向こうには豚を飼うため（ \downarrow 屠殺するため）の小屋がある。それぞれ獄中ではよく判らなかつたが、何かの気配をただよわせており、この空間的磁場は、被收容者に深いところで影響を及ぼし続けている。それぞれについて改めて論じるとして、食事に時々出る肉についてだけ一言いうと、被收容者の残飯で豚を飼い、その肉を被收容者が食うという怖るべき循環の関係性の変革プランが、私たちが食事する場合の \wedge メニュー \vee の前文に、どこで食事しようと、かりにやむをえず \wedge 肉 \vee 食を続けようと、かかげられるべきであろう。他の生物の生命の犠牲の上に立つ食事（文明）を止揚する革命をも射程に入れつつ……。

被拘束状況は、国家と自己の存在様式を明確に対象化する契機をも

をひきよせ、転倒しつつ……。

勾留が長期にわたる場合、たんに時間的な長さだけでなく、いつまで、という期限の不確定性がむしろ苦しいのであるが、私は、逆に \wedge バリケード \vee の永続性を前提とする、未知なるものへの祈り、と共に獄を占拠しつつ、かつての日々に、被拘束空間の \wedge 暦 \vee として出会い、もう一度生き、そのむこうへ歩もうとしたのであった。二・一七法廷で、永続する \wedge 神戸 \vee 大学闘争勝利、と口からほとばしり出た表現は、被拘束空間で、やっとその意味を私に告げはじめ、 \wedge 獄の第六圏で苦闘する私（たち）を支え続けている。

訂正

（※印は原稿 \wedge 校正段階の誤りに刊行後気付いたことを、☆印は刊行後に追加したことを示す。）

第八 \vee 号

左

三ページ上段⑥から四行目「石渡秀男」 \downarrow 「大石和夫」（※かつて☆ 公判調書の誤りの訂正を要求しようと八四・九・二七法廷で調書原本をみると、すでに訂正しており、しかも訂正者はずっと私たちの公判を好意的にみていた書記官の「石渡秀男」氏であったので \wedge 重に申し訳ない。）

七ページ下段右から七行目「二審」の前に「島岡被告人ら」を入れる。（☆）

第八 \vee 号

二ページ上段左から九行目「弁護士」の前に「代理人」を入れる。
(米)

七ページ下段左から三行目「中から」の次に「、」を入れる。(米)
九ページ下段右から七行目「八・七」↓「八・一」(米)
十一ページ上段左から十一行目、下段左から一、二行目(二箇所)
「弁護士」↓「弁護士」(米)

上段左から二行目「原案」の前に「これに対応する」を入れる。
(☆)

十四ページ下段左から二行目「なつてから」の「から」をとる。
(米)

二〇ページ上段右から四行目「又は」の右側まで傍線をのばす。

上段左から二行目「第六二」号」↓「第六二号」

二一ページ上段左から十行目「申立理由書」の次に「。」を入れる。
る。

下段右から八行目の全部をとる。(米)

二二ページ下段右から二行目「強行」↓「強制」(米)

下段右から十三行目「二名」↓「三名」(☆)

二七ページ上段左から一行目と五行目、下段左から九行目「萩原」
↓「萩原」

二八ページ下段左から一、二行目「損害賠償金」↓「宿舍使用料」
(米訂正による変化を関連文章で把握していただきたい。)

二九ページ上段右から一行目「この頃」↓「この項」

下段左から十一行目「やる予定の」↓「指定されていた。」(☆)

三一ページ上段右から一行目「現」の次の「◎」をとる。「米」

三二ページ上段右から五行目「ハ」公判に関してハ、の次に、

「第八一〇号三四三三ページに掲載した八二〇の決定の他に、」を入れる。(☆)

三三ページ下段左から十行目「参加予定」↓「参加した。」(米)

九・四以前に、この部分を執筆したのであるが、総体の表現はそれ以後の日付で刊行しているものであるから注意深く訂正しておくべきであった。)

三七ページ上段右から四行目「」と「」の間にある「」を「↓」にする。